

**令和7年度
中小企業等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金
(通称: 価格高騰対応設備導入補助金)
申請要領**

■受付期間

令和7年4月18日(金)～令和7年6月27日(金) 必着

※予算額に達した場合は、受付期限前であっても受付を終了します。この場合、事務局で申請を受け付けたものから先着順で採択します。

特設サイト <https://eecp.or.jp/e-support/>

県ホームページ <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/e-support.html>

※申請書類一式が補助金事務局へ到着した日をもって受付日となります。郵送で提出される場合は、受付期限までに補助金事務局に申請書類が到着するように、発送日にご注意ください。

※同一事業者からの申請は1件に限ります。通常枠と特別枠の同時申請もできません。複数の屋号を使用している個人事業主、複数の部門や事業部等を有する法人も、申請は1件のみです。

※令和4年度～令和6年度の採択者については再度申請することはできません。
ただし、令和4年度～令和6年度の補助金交付額の合計(a)が補助上限額(b)を下回った採択者については、その差額(b-a)の範囲内であれば、再度申請することが可能です。(詳しくはQ&Aの9ページをご覧ください)

※複数申請が判明した場合には、すべて不採択となります(採択後に複数申請が判明した場合も、遡って採択を取り消します)。

※申請受付状況等により、結果の通知に時間を要し、交付決定の時期によっては、事業期間(交付決定～令和8年1月13日)が短くなる場合がございます。予めご了承のうえ、事業期間内に完了できる見込みを持って、申請願います。

※国及び県が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません。

■提出方法及び提出先

- ・原則電子メールで下記メールアドレスへ提出してください。

送信先メールアドレス: es7@eecp.or.jp

新潟県価格高騰対応設備導入補助金事務局 あて

※やむを得ず郵送する場合は、下記郵送先にお送りください。

書類送付先: 〒950-2035 新潟市西区新通 451 番地

新潟県価格高騰対応設備導入補助金事務局 あて

- ・令和7年度募集版の申請書類を特設サイト (<https://eecp.or.jp/e-support/>) よりダウンロードして使用してください。
- ・特設サイトでは、随時、補足事項やQ&A等の情報を更新・追加する場合がありますので、申請時には最新情報をご確認ください。

■問い合わせ先

新潟県価格高騰対応設備導入補助金事務局 ((一社) 環境省エネ推進研究所内)

電話番号: 050-3092-2650 (受付時間) 10:00～12:00/13:00～17:00 (土日祝日除く)

メール: 特設サイトの問い合わせフォームより問い合わせください。

目 次

「重要事項」についてのご説明	1
I 本事業について	
1 事業の目的	4
2 補助対象者	4
3 補助対象事業	7
4 補助対象設備	7
5 補助対象経費	9
6 補助率等	11
II 事務手続きについて	
1 申請手続き	12
2 採択審査	13
3 補助事業の実施	13
4 その他	15
III 事業スキーム	16
IV 提出書類一覧及び作成にあたっての留意点	17
V 問い合わせ先について	30

「重要事項」についてのご説明

本補助金に係る重要事項を以下のとおりご案内いたしますので、必ずご確認のうえ、ご理解いただいたうえでの申請をお願いいたします。

1 本補助金事業は、「新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年 2 月 12 日新潟県規則第 7 号）」に基づき実施されます。

- ・ 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合には、補助金交付決定の取消・返還命令等を行うことがあります。
- ・ 特に、悪質性が認められた事案（工事代金のキックバック、取引実態のない架空発注）については、違法行為として告訴される場合があります。また、納入業者などから指南されて虚偽の申請書を提出した場合でも、申請者が不正受給を問われる場合がありますので、十分ご注意ください。

2 国及び県が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません。

3 「補助金交付決定通知書」の受領後でないと補助対象となる経費の発注・契約・支出行為はできません。

- ・ やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合は、着手前に所定の「事前着手届」を提出しなければなりません。
- ・ 「事前着手届」を提出していない場合、「補助金交付決定通知書」到着前の発注・契約・支出行為は、補助対象外となりますのでご注意ください。また、「事前着手届」を提出した場合であっても、補助金の採択が約束されるものではありません。
- ・ 支出行為は、原則銀行振込でお願いします。

4 補助事業の内容等を変更する際には事前の承認が必要です。

- ・ 補助事業を実施する中で、補助事業の内容（軽微な変更を除く）または経費の配分の変更（各経費相互間のいずれか低い額の 20 パーセントを超える経費の配分変更）を希望する場合には、補助事業の交付の目的に沿った範囲内で、あらかじめ（発注・契約前に）、所定の「変更承認申請書」を提出し、その承認を受けなければなりません。なお、予算に限りがあるため、交付決定額の増額はできません。

5 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は受け取れません。

- ・ 定められた期日までに、実績報告書等の提出が確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても、補助金を受け取れなくなりますので、必ず定められた期日までに提出してください。

6 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。

- ・ 補助金交付決定を受けても、実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出することになります。

7 所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。

- ・ 単価 50 万円(税抜)以上の機械装置等の購入は、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。
- ・ 処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず県へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。県は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。
- ・ 承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となります。

8 補助事業に関係する帳簿および証拠書類を、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、保存しなければなりません。

- ・ 保存義務期間内に、会計検査院による実地検査等が実施された場合、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

9 アンケート調査等について

- ・ 本補助金の採択事業者等に対し、事業内容や効果等に関するアンケート調査や事例集等への協力を依頼することがあります。その際にご協力をお願いします。

10 その他

- ・ 申請者は、本申請要領及び補助金交付要綱等に記載のない細部については、県からの指示に従うものとします。

I 本事業について

1 事業の目的

原油・原材料価格高騰等の影響を受けている県内中小企業等が行う、商品・サービスの生産・提供プロセスにおける省エネルギー設備の導入を支援するものです。

2 補助対象者

本補助の補助対象者は、次の(1)から(7)に掲げる要件をいずれも満たす者です。

- (1) 新潟県内に主たる事業所等を有する中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定めるもの又はこれらを構成員とする団体若しくはこれらに準じるもの。ただし、法人格のない任意団体を除く。）であること。

[補助対象となる中小企業の範囲]

■ 中小企業基本法に定める中小企業

下表の各区分において、A若しくはBのいずれかの条件に該当する者であること。

業種	A.資本金	B.従業員数 (常勤)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他の業種(上記以外)	3億円以下	300人以下

※個人事業主を含みます。

※本社が県外にある場合は、主たる事業所が県内にあれば対象となります。

■ 中小企業を構成員とする団体若しくはこれらに準じるもの

(例) 事業協同組合、企業組合、協業組合など

- (2) 「みなし大企業」に該当しないこと

本補助金の対象外となるみなし大企業とは、次のいずれかに該当する中小企業です。

- a. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
b. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
c. 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※地方公共団体等も大企業とみなしますので、第3セクターについても、上記のいずれかに該当した場合は、補助対象外となります。

(3) 2022 年 1 月以降の任意の 1 か月の売上高、粗利益 (※1)、付加価値額 (※2) のいずれかが、2019 年～2021 年の同 1 か月と比較して 5 % (付加価値額の場合は 10%) 以上減少していること

※1 粗利益＝売上高－売上原価

※2 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

(4) 新潟県エコ事業所表彰制度に参加していること、又は参加申込を行っていること。

[新潟県エコ事業所制度について]

- ・ 県では、地球温暖化対策に取り組む事業所を「エコ事業所」として登録し、取組内容を情報発信＜エコ事業所とは＞

下記のいずれかに該当する事業所

- ① ISO14001 又はエコアクション 21 の認証を受けた事業所
 - ② 省エネ効率の高い機器や再生可能エネルギーの導入、設備の運用管理等による効果的な二酸化炭素排出削減対策に取り組む(又は取り組む予定の)事業所であって、当該取組の管理体制(PDCA サイクル)を構築している(又は構築予定の)事業所
- ・ エコ事業所は、CO2 削減計画を策定し、取組結果を年1回、県に報告(前年比1%削減が目安)
 - ・ 県では、特に優れた取組を実施した事業所を表彰

[参加申込先]

新潟県環境局環境政策課カーボンゼロ推進室

電話番号：025-280-5642 メールアドレス：ecozigyouso-ngt@pref.niigata.lg.jp

【制度の内容や登録方法については、以下のサイトをご確認ください。】

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyoseisaku/1356763348335.html>

(5) 法人にあつてはパートナーシップ構築宣言に登録していること。

[パートナーシップ構築宣言について]

- ・ サプライチェーン全体の付加価値向上、共存共栄を目指して、事業者が代表者名で、下記の(1)(2)の宣言を行うものです。

(1) 望ましい取引慣行(「振興基準」)の遵守

(2) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携

[登録方法について]

- ・ パートナーシップ構築宣言のポータルサイトから宣言文の「ひな形」をダウンロードのうえ、必要事項を入力し、ポータルサイト内の登録フォームから登録を行ってください。

【制度の内容や登録方法の詳細については、以下のサイトをご確認ください。】

<https://www.biz-partnership.jp>

【問い合わせ先】(公財)全国中小企業振興機関協会 電話番号：03-6228-3802

(6) 公序良俗に反する事業及び公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項及び同条第13項第2号により定める事業等)に該当しないこと

(7) 次の①～⑦に掲げる「中小企業等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金」の交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しない者であること

- ①暴力団(新潟県暴力団排除条例(平成 23 年新潟県条例第 23 号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- ②暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ③役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員である者
- ④暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ⑤自己、その属する法人、法人以外の 団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑥暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- ⑦その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とします。

- | |
|--|
| (1) 通常枠
商品・サービスの生産・提供プロセスにおいて、エネルギー使用量の削減に資する設備への切り替え※を行う事業 |
| (2) 特別枠
省エネルギー診断実施機関等による省エネルギー診断の結果に基づき、商品・サービスの生産・提供プロセスにおいて、エネルギー使用量の削減に資する設備への切り替え※を行う事業 |

※基本的に既存設備は撤去をすることが前提となります。

4 補助対象設備

補助対象となる設備は、以下の全ての要件を満たす設備であることとします。

【通常枠】	【特別枠】
(1) 商品・サービスの生産・提供プロセスにおいて使用している設備を同等の出力・能力を有する設備に置き換えるものであって、エネルギー使用量の削減が見込まれる設備（ただし、照明設備及び生産設備を除く。）※1 (2) 事業所内に設置、又は使用する設備 (3) 外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働する設備（高効率空調への切り替えと同時に実施する断熱窓への更新(※2)、屋根・天井等に施工する遮熱・断熱対策工事(※3)を含む。） (4) 発電機能を有しない設備 (5) 償却資産登録される設備 (6) 事業所のエネルギー使用に直接影響のある設備	(1)～(6)同左 (7) 令和4年4月以降に実施された、以下に掲げるいずれかの省エネルギー診断において助言や提案を受けた省エネに資する設備 ① 一般財団法人省エネルギーセンターによる診断 ② 資源エネルギー庁「地域エネルギー利用最適化取組支援事業」における「省エネお助け隊」による診断 ③ エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づくエネルギー管理士等による診断

※1 対象となる設備の種類は、原則として「空調」「産業ヒートポンプ」「業務用給湯器」「ボイラ」「変圧器」「冷凍冷蔵設備」「産業用モータ」に該当する設備です。

補助対象となる具体的な機種については、『資源エネルギー庁「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金」に係る「(Ⅲ)設備単位型」での補助対象設備一覧(高効率コージェネレーション、制御機能付きLED照明器具及び生産設備を除く。)]を参考にしてください。

※2 外皮に接している複層ガラスや真空ガラスへの交換のほか、内窓設置を含みます。なお、高効率空調が設置されている部屋とは別の部屋の断熱窓の入替については対象外です。

※3 高効率空調の入れ替えによるエネルギー使用量の削減効果をより高めると認められる工事に限りです。

・(一社)環境共創イニシアチブホームページ

令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧

<https://sii.or.jp/setsubi06r/search/>

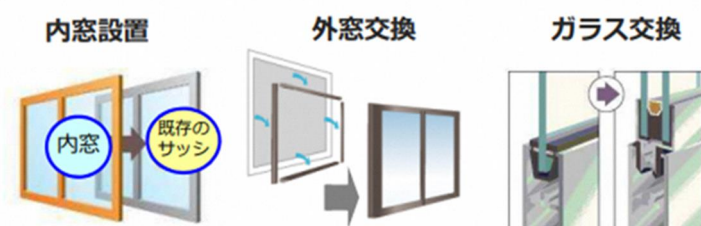
〔補助対象とならない設備の例(通常枠、特別枠共通)〕

- ・断熱窓(空調設備の切り替えと同時に実施する場合を除く)、生産設備、高効率照明器具、省エネルギー型自動販売機、断熱フィルム、コージェネレーション設備、燃料改質器具、インバータ、車両など

〔断熱窓の改修の例(通常枠、特別枠共通)〕

断熱窓の改修は、切り替えする空調機的能力が及ぶ範囲で、空調設備の切り替えと同時に実施する必要があります。

更新前	→	更新後	申請	例	申請可否条件
単板ガラス	→	複層ガラス	○	・ガラスのみの交換 ・新たな窓枠を被せて設置 ・既存窓枠を撤去し新たな窓枠を設置	・更新する窓、サッシのカタログや仕様書などを添付
内窓なし	→	内窓設置	○	・既存窓の内側に新たに窓を設置	・更新する窓、サッシのカタログや仕様書などを添付
単板ガラス	→	単板ガラス	△	・ガラスのみの交換 ・新たな窓枠を被せて設置 ・既存窓枠を撤去し新たな窓枠を設置	・更新する窓、サッシのカタログや仕様書などを添付の他、断熱性が向上するとした数値などに基づく根拠資料の追加
複層ガラス	→	複層ガラス	△	・既存の複層ガラスを新しい複層ガラスに改修	・更新する窓、サッシのカタログや仕様書などを添付の他、断熱性が向上するとした数値などに基づく根拠資料の追加
複層ガラス	→	単板ガラス	×	・既存の複層ガラスを新しい単板ガラスに改修	・申請不可
内窓あり	→	内窓撤去	×	・既存の内窓を撤去し外窓を改修	・申請不可



図引用先：環境省「先進的窓リノベ事業の概要」

〔屋根・天井等に施工する遮熱・断熱対策工事の例(通常枠、特別枠共通)〕

屋根・天井等に施工する遮熱・断熱対策工事は、入れ替えする空調機的能力が及ぶ範囲で、空調設備の入れ替えと同時に実施する必要があります。

(対象となる例)

- ・2階建て事務所の2階に設置された空調設備の入れ替えと同時に屋根の断熱工事を行う場合
- ・2階建て事務所の1階に設置された空調設備の入れ替えと同時に1階天井裏の断熱工事を行う場合

(対象外となる例)

- ・2階建て事務所の1階にある空調設備の入れ替えと同時に屋根の断熱工事を行う場合

[省エネルギー診断について]

下記実施機関のサイトをご確認ください。

- ・ 一般財団法人省エネルギーセンター「省エネ最適化診断」
<https://www.shindan-net.jp/>
- ・ 地域エネルギー利用最適化取組支援事業(資源エネルギー庁)「省エネお助け隊」
<https://www.shoene-portal.jp/>

このほか、公益財団法人にいがた産業創造機構「専門家派遣事業」制度を利用したエネルギー管理士等による診断も対象となりますので、参考にしてください。

- ・ 公益財団法人にいがた産業創造機構「専門家派遣事業」
<https://www.nico.or.jp/sien/senmonka/71795/>

※省エネルギー診断報告書において、エネルギー削減効果等の積算根拠が明記されていない場合、申請時には、別途、積算根拠が確認できる書類を添付してください。

5 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費は、次の①～③の条件を満たすものとなります。

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②事業実施期間内（令和8年1月13日（火）まで）に支払が完了した経費
- ③証拠資料等（見積書、納品書、請求書、支払証書、成果物）によって支払金額が確認できる経費

(2) 経費の支払方法について

- ・ **補助対象経費の支払方法は銀行振込が原則**です。**現金支払いは認められません。**
- ・ 自社振出・他社振出にかかわらず、**小切手・手形による支払いは不可**です。また、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済も認められません。
- ・ クレジットカードによる支払いは、**補助対象期間中に引き落としが完了している場合のみ**認められます。
- ・ 決済は法定通貨としてください。仮想通貨・クーポン・特典ポイント・金券・商品券の利用等は認められません。

(3) 電子商取引等について

- ・ 取引相手先によく確認し、仕様提示、見積、発注、納品、検収、請求、支払といった流れで調達を行い、適切な経理処理の証拠となる書類（取引画面を印刷したもの等）を整理・保存・提出ができることを把握してから取引をしてください。
- ・ 実際に経費支出を行っていたとしても、取引相手先の都合等により、発注した日が確認できる取引画面を提出できない、補助対象経費として計上する取引分の請求額が判明する書類が提出できない等の場合には、補助対象にできません。
- ・ いわゆる電子マネーでの支払いをしようとする場合でも、補助事業者からの支出であることに加え、上記と同様、一連の経理処理の証拠となる書類を整理・保存・提出ができるものであることが必要です。

(4) 経理処理上の留意事項

- ・ 補助事業における発注先の選定にあたっては、1 件あたり 100 万円（税込）を超える取引については、2 社以上から見積を取り、より安価な発注先を選んでください。ただし、発注する事業内容の性質上、見積をとることが困難な場合は、該当企業等を随意契約の対象とする理由書を申請時にご提出ください。
- ・ 補助事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は当該事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

(5) 補助対象となる経費は次の①～③に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となります。

経費区分	左記の内訳
①設計費	事業遂行に直接必要な機械装置・建築材料等の設計費
②設備費	事業遂行に直接必要な機械装置の購入（運搬に係る経費を含む）、製造等に 必要な経費
③工事費	事業遂行に直接必要な配管や配電等の工事、建築材料等の購入、機械装置の 運搬・据付、既存設備の撤去（廃棄処分に係る費用は除く）等に必要な経費

＜留意事項＞

- ・ 50 万円以上（税抜）の機械装置等の取得は、処分制限財産に該当し、補助事業期間終了後も一定期間は承認なしに処分（補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供すること）ができません。

(6) 上記（5）①～③に掲げる経費であっても、下記に該当する経費は対象となりません。

- 1) 補助事業の目的に合致しないもの
- 2) 必要な経理書類を用意できないもの
- 3) 自社内部の取引によるもの
- 4) 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
- 5) オークションによる購入（インターネットオークションを含みます）
- 6) 中古品、レンタル、リースによる設備の導入費用
- 7) 建物の新築、増改築等に係る費用
- 8) 既存設備と使用用途が異なる設備の導入に係る費用
- 9) 電力工事負担金
- 10) 不動産の購入・取得費、賃借料、登記費用、修理費、車検費用
- 11) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- 12) 金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- 13) 公租公課（消費税・地方消費税は、補助対象外とします。）
- 14) 各種保証・保険料

- 15) 免許・特許等の取得・登録費
- 16) 役員報酬、直接人件費
- 17) 各種キャンセルに係る取引手数料等
- 18) 補助金申請書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- 19) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6 補助率等

本補助金に係る補助率等は以下のとおりです。

	【通常枠】	【特別枠】
補助率	補助対象経費の3分の2以内	補助対象経費の4分の3以内
補助上限額	133 万円 3 千円	150 万円
	[留意事項] ・ 補助対象経費合計が 200 万円以上の事業に対して、上記補助上限額を補助します。 ・ 補助対象経費合計が 200 万円未満の場合は、その補助対象経費計額にそれぞれの枠の補助率を乗じた金額を補助します。	
補助下限額	13 万円 3 千円	15 万円
	[留意事項] ・ 補助対象経費合計が 20 万円以上の事業が補助対象です。 ・ 補助対象経費合計が 20 万円未満の事業は、補助対象となりません。	

[留意事項]

- ・ 補助対象経費(※1)の合計に補助率を乗じて得た額が、補助金額(※2)となります。

※1 **消費税を除いた額**（見積額等が内税の場合は、下記のように、税抜価格に割り戻してください。割り戻しに当たっては、小数点以下は切り捨てます）

【例えば…税込価格 49,677 円の場合】

- ・ 49,677（税込価格）÷ 1.1 = 45,160.90909…
 → **小数点以下は切り捨てるので**、本体価格は 45,160 円となります。
 本体価格（補助対象経費）： 45,160 円
 消費税（補助対象外経費）： 4,517 円

※2 千円未満の端数が生じた場合は切り捨て

Ⅱ 事務手続きについて

1 申請手続き

(1) 受付期間

令和7年4月18日（金）～令和7年6月27日（金）必着

※予算額に達した場合は、受付期限前であっても受付を終了します。この場合、事務局で申請を受け付けたものから先着順で採択します。

特設サイト <https://eecp.or.jp/e-support/>

県ホームページ <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/e-support.html>

※申請書類一式が補助金事務局へ到着した日をもって受付日となります。郵送で提出される場合は、受付期限までに補助金事務局に申請書類が到着するように、発送日にご注意ください。また、記録が残る方法（書留、レターパック等）で郵送してください。

※同一事業者からの申請は1件に限ります。通常枠と特別枠の同時申請もできません。複数の屋号を使用している個人事業主、複数の部門や事業部等を有する法人も、申請は1件のみです。

※令和4年度～令和6年度の採択者については再度申請することはできません。ただし、令和4年度～令和6年度の補助金交付額の合計(a)が補助上限額(b)を下回った採択者については、その差額(b-a)の範囲内であれば、再度申請することが可能です。（詳しくはQ&Aの9ページをご覧ください）

※複数申請が判明した場合には、すべて不採択となります（採択後に複数申請が判明した場合も、遡って採択を取り消します）。

※申請受付状況等により、結果の通知に時間を要し、交付決定の時期によっては、事業期間（交付決定～令和8年1月13日）が短くなる場合がございます。予めご了承のうえ、事業期間内に完了できる見込みを持って、申請願います。

(2) 申請書類の入手方法

下記特設サイトからダウンロードしてください。

<https://eecp.or.jp/e-support/>

(3) 問い合わせ先

新潟県価格高騰対応設備導入補助金事務局（（一社）環境省エネ推進研究所内）

電話番号：050-3092-2650（受付時間）10:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）

メール：上記特設サイトの問い合わせフォームより問い合わせください。

(4) 提出方法及び提出先

原則電子メールで下記メールアドレスへ提出してください。なお、必要に応じて、書類の差し替え、追加資料の提出および説明を求めることがあります。

送信先メールアドレス：es7@eecp.or.jp

新潟県価格高騰対応設備導入補助金事務局 あて

やむを得ず郵送する場合は、下記郵送先にお送りください。

書類送付先：〒950-2035 新潟市西区新通 451 番地

新潟県価格高騰対応設備導入補助金事務局 あて

※申請書類等の用紙サイズはA4判（A4判より小さい書類は内容が確認できるように拡大して貼付）

※申請書類等は全て片面印刷をお願いします。

※申請書類等の返却はいたしません。

※事務局に申請書類が届いた時点で、申請書受理と判断いたします。

2 採択審査

(1) 採択審査

- ・ 補助金の採択審査は、中小企業等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金交付要綱第3条に規定する交付基準に基づき、書面審査で提出資料により行います。
- ・ 必要に応じて、書類の差し替え、追加資料の提出および説明を求めることがあります。

(2) 結果の通知

申請者全員に対して、採択（交付決定）または不採択の結果を書面で通知します。

※採択審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

※申請案件が多数となることが予想され、申請時期や内容によっては結果の通知に時間を要するものもあります。予めご了承のうえ、事業計画を作成願います。

3 補助事業の実施

(1) 補助事業実施期間

交付決定日^{※1}から令和8年1月13日（火）^{※2}まで

※1 「事前着手届」を提出した場合は、届け出の日

※2 令和8年1月13日（火）までに、補助対象経費の支払いを終える必要があります。

(2) 補助事業の変更

- ・ 交付決定後、補助事業の交付の目的に沿った範囲内で、補助事業の内容変更（軽微な変更を除く）、または経費の配分変更（各経費相互間のいずれか低い額の20パーセントを超える経費の配分変更）をしようとする場合は、あらかじめ（発注・契約前に）、「変更承認申請書（別記第6号様式）」を提出し、承認を受けてください。
- ・ なお、予算に限りがあるため、交付決定額の増額はできません。

【提出先】新潟県価格高騰対応設備導入補助金事務局

(3) 補助事業の中止又は廃止

- ・ 交付決定後、補助事業を中止（一時中断）、または廃止（実施取りやめ）をしようとする場合は、あらかじめ、「中止（廃止）承認申請書（別記第7号様式）」を提出し、承認を受けてください。

【提出先】新潟県価格高騰対応設備導入補助金事務局

(4) 補助事業の完了

- ・ 補助事業を完了（補助対象経費の支払いまで含みます）したときは、完了の日から起算して30日以内又は令和8年2月2日（月）のいずれか早い期日までに、「実績報告書（別記第9号様式）」を提出してください。

※ 令和8年1月13日（火）までに、補助対象経費の支払いを終える必要があります。

- ・ 補助金交付決定を受けていても、定められた期日までに実績報告書等の提出が確認できなかった場合には、補助金を受け取れなくなりますので、必ず期日を守ってください。

【提出先】新潟県価格高騰対応設備導入補助金事務局

(5) 補助金の交付

- ・ 実績報告書に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります（本事業では、概算払いは一切認められません）。
- ・ 実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出します。これにより、実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。
- ・ なお、補助金は経理上、支払い額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

(6) 事業効果の報告

- ・ 令和9年（2027年）5月31日までに、補助対象事業の実施によるエネルギー使用量の削減効果について記載した「事業効果報告書（別記第13号様式）」を提出してください。

【提出先】新潟県産業労働部地域産業振興課

（提出先メールアドレス ngt050100@pref.niigata.lg.jp）

(7) 取得財産の管理・処分

- ・ 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもつて管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
- ・ 単価50万円（税抜）以上の機械装置等の購入は、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。
- ・ 処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず「財産処分承認申請書（第14号様式）」を提出し、承認を受けた後でなければ処分できません。
- ・ また、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となります。

【提出先】新潟県産業労働部地域産業振興課

（提出先メールアドレス ngt050100@pref.niigata.lg.jp）

(8) 補助対象事業の経理

- ・ 補助事業に関係する帳簿および証拠書類を、補助事業完了後、当該年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- ・ 保管義務期間内に、会計検査院による実地検査等が実施された場合、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。

(9) 補助対象事業が事業実施期間内（令和8年1月13日まで）に完了しない場合

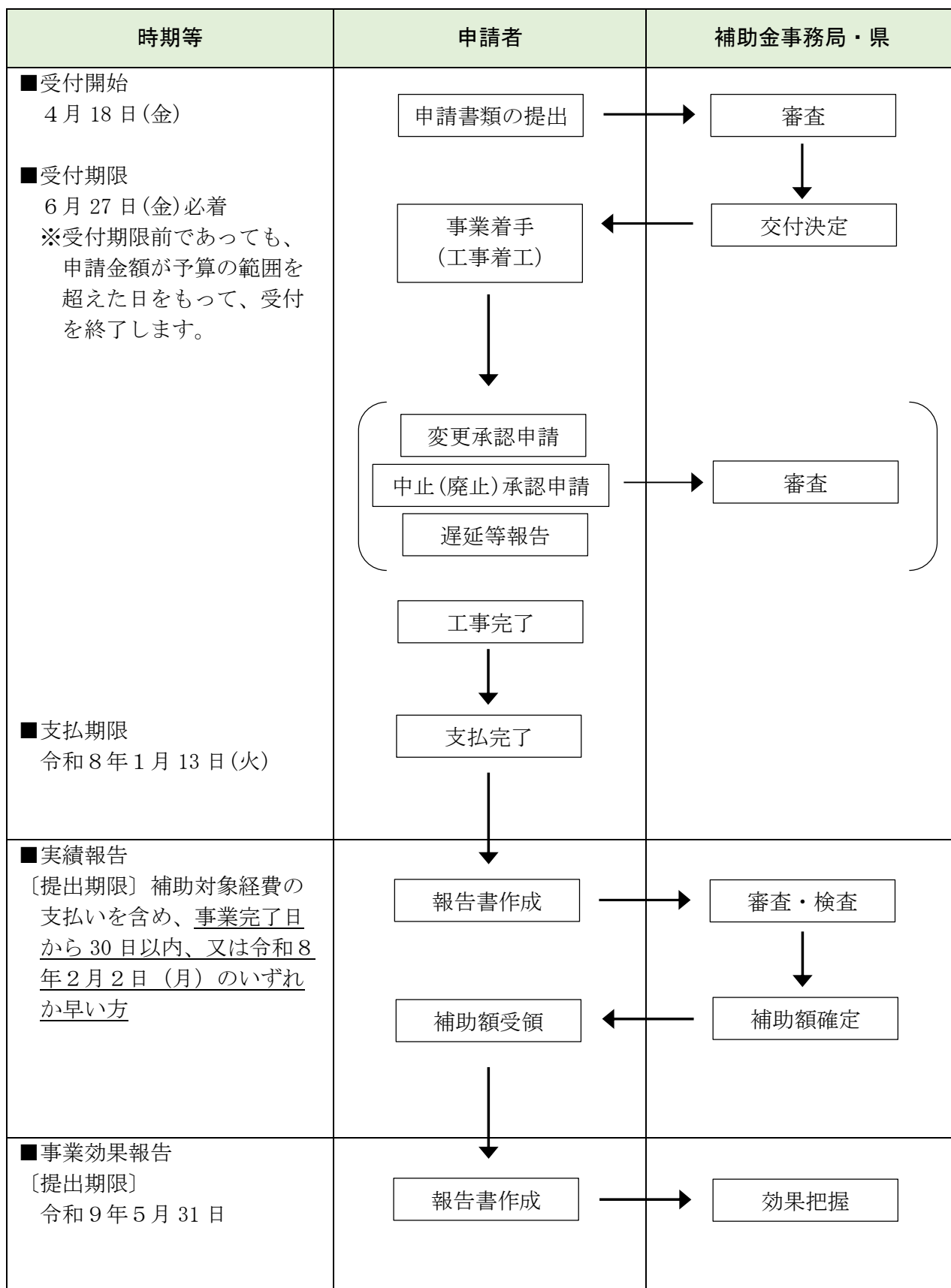
- ・ 購入を予定していた機械装置等が調達困難になるなど、自己都合によらず、やむを得ない理由により、補助対象事業が事業実施期間内（令和8年1月13日まで）に完了することができないと見込まれるときは、速やかに、「完了延期報告書（別記第8号様式）」を提出してください。
- ・ なお、この場合でも実績報告書は原則令和8年2月2日（月）までに提出してもらう必要があります。提出期限までに実績報告書の提出がない場合、補助金を受け取れなくなることがありますので、あらかじめ余裕を持った事業計画としてください。

【提出先】新潟県価格高騰対応設備導入補助金事務局

4 その他

- (1) 補助事業完了後、補助金使用経費にかかる総勘定元帳等の検査に入ることがあります。
- (2) 原則として、補助事業完了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、補助対象外となります。
- (3) 補助事業完了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。
- (4) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令（加算金の徴収を含む）、不正の内容の公表等を行うことがあります。
また、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性があります。

Ⅲ 事業スキーム（令和７年度募集）



Ⅳ 提出書類一覧及び作成にあたっての留意点

1 提出書類一覧

No.	申請書類の区分		提出時のファイル形式又は部数	
			メール	郵送
1	補助対象要件及び申請書類チェック表		Excel	1部(写し)
2	補助金交付申請書（別記第1号様式）			1部(写し)
3	事業計画書（別記第2号様式）			1部(写し)
4	収支予算書（別記第3号様式）			1部(写し)
5	暴力団等の排除に関する誓約書（別記第4号様式）			1部(写し)
6	事前着手届（別記第5号様式） ※補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合のみ提出			1部(写し)
7	「別紙1 C02 排出量算出シート 交付申請用」			1部(写し)
8	「別紙2 既存設備と導入予定設備の比較表 交付申請用」			1部(写し)
9	新潟県エコ事業所表彰制度参加登録通知書の写し、又は参加申込書の写し ※エコ事業所表彰制度の概要・参加申込先は以下のサイトをご確認ください https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyoseisaku/1356763348335.html		PDF	1部(写し)
10	パートナーシップ構築宣言の宣言文 ※法人のみ提出		PDF	1部
11	省エネ診断結果の写し ※特別枠のみ提出		PDF	1部(写し)
12	見積書（1件当たり税込100万円を超える取引は、2社以上の見積書が必要） ※導入設備ごとに見積書が分かれていても、同じ事業者からの見積りは1件とみなします。該当する場合は、2社以上から見積をとってより安価な発注先を選ぶとともに、これら複数の見積書を提出してください。		PDF	1部(写し)
13	決算書等	(1) 法人の場合 直近1期分の決算報告書のうち、以下のもの ①貸借対照表、②損益計算書	PDF	1部(写し)
		(2) 個人の場合 直近の確定申告書のうち、以下のもの ※税務署受付印のあるもの ①第一表、②第二表 ③収支内訳書の1～2面、又は所得税青色申告決算書の1～4面		
14	売上等が減少していることの根拠資料 ※法人の場合、設備を設置する事業所のみではなく、 <u>法人全体の数値で比較</u> してください。		PDF	1部(写し)
15	「既存設備」と「導入予定設備」の配置図		PDF	1部(写し)
16	「既存設備」と「導入予定設備」の仕様・性能（消費エネルギー量、出力・能力）が分かるもの ※断熱窓は「導入予定製品」の断熱性能が確認できるもの（カタログの該当ページの写しやメーカーから発行される性能証明など） ※遮熱・断熱工事は工事による事業効果が見込まれる使用材料等のカタログ ※仕様書のうち、対象設備の仕様・性能が記載されたページのみ提出		PDF	1部(写し)
17	「既存設備」の写真（設備写真台帳を作成して提出） ①設置場所の全景、②設備全ての写真、③設備全ての銘板 ※全景写真については、No.15の配置図の状況が確認できるように設置場所全体が写るように撮影してください。		PDF	<u>カラー</u> 1部(写し)

2 書類作成に当たっての留意点

- No. 1 補助対象要件及び申請書類チェック表
- No. 2 補助金交付申請書（別記第1号様式）
- No. 3 事業計画書（別記第2号様式）
- No. 4 収支予算書（別記第3号様式）
- No. 5 暴力団等の排除に関する誓約書（別記第4号様式）
- No. 6 事前着手届（別記第5号様式）
- No. 7 別紙1 CO2 排出量算出シート 交付申請用
- No. 8 別紙2 既存設備と導入予定設備の比較表 交付申請用

- ・ 記載例を参考に作成してください。

＜交付決定前の事前着手について＞

- ・ 補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合は、必ず着手前に「事前着手届（別記第5号様式）」を、提出してください。
- ・ 事前着手届を提出した場合でも、補助金の採択を約束するものではなく、交付申請の内容を審査した結果、補助対象とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 交付申請書類の提出後、交付決定前までに追加で提出することも可能です。

No. 9 新潟県エコ事業所表彰制度参加登録通知書の写し、又は参加申込書の写し

- ・ エコ事業所表彰制度の参加申込は新潟県庁環境局環境政策課カーボンゼロ推進室（ecozygyousyo-ngt@pref.niigata.lg.jp）となります。本補助金の事務局では参加申込の受付はしていませんのでご注意ください。
- ・ 以下のいずれかの写しを提出してください。

【参加登録通知書の写し】

様 式 第 1 号
参 加 登 録 通 知 書

〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 様

新潟県庁 環境政策課

新潟県エコ事業所表彰制度参加事業所の登録について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申込みのこのことについて、下記のとおり登録したことを通知します。

見 本

参加登録番号	809-2
参加登録年月	令和〇〇年〇〇月〇〇日
参加事業所名	〇〇株式会社〇〇事業所
所在地	〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
参加事業所	〇〇株式会社

新潟県環境政策課
〒951-8501
〒951-8501
TEL : 025-760-**** FAX : 025-250-****
Mail : iat*****@pref.niigata.jp

【参加申込書の写し】

第1号様式（第4条、第10条関係）

年 月 日

新潟県知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

新潟県エコ事業所表彰制度参加申込書

地球温暖化対策に取り組み、新潟県エコ事業所表彰制度に参加したいので、新潟県エコ事業所表彰制度実施要綱第4条第1項及び第10条第2項の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

＜事業所の概要＞

事業所名称*			
所在地*	〒		
事業所代表者*	氏 名 職・氏名		
連絡先（担当者）	担当部署：	氏 名：	
	電話番号：	E-mail：	
事業内容	☐ 事業所だけでなく、機械設備等を保有している。		
業種*	従業員数		
製造品出荷額・売上高等			
環境マネジメントシステムの取得状況	☐ ISO14001 認証取得(取得年度 年度) ☐ エコアクション21 認証取得(取得年度 年度) ☐ その他()		
地球温暖化対策に取り組んでいる事例			

〇のある欄には、該当する〇内にしるしを記入。又は■で塗りつぶしてください。

※1 複数事業所をまとめて報告する場合は、「別紙3のとおり」とし、別紙3に記入してください。

※2 業種は、別表（業種一覧表）から当てはまる番号を選択してください（複数可）。＜別付書類＞

＜別紙1＞ 環境マネジメントシステム取得証明書
 ・別紙2又は別紙3 →CO2 排出量算出シート
 ・前年度のエネルギー使用量に関する資料（月ごとのエネルギー使用量、又は請求書の写し等）
 ・誓約書
 ・事業所における二酸化炭素排出削減対策に取り組む体制図
 ・事業所付近の見景図及び事業所の位置図、その他事業所に関連する資料、パンフレット等

No.10 パートナーシップ構築宣言の宣言文

- ・ 法人の場合のみ提出してください。
- ・ パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへ登録した宣言文を提出してください

【宣言文のひな型】

「パートナーシップ構築宣言」のひな型（2024年11月版）

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列を超えた新たな連携
直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）
- b. IT実装支援（共通IDの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載ください。

①価格決定方法

不合理な原価低減要求を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく自社の取組方針をパートナーシップ構築宣言に盛り込む場合は、①に追記してください。また、独自に文書等を作成されている場合は別紙として添付してください。具体的な記載方法については、記載要領及びFAQをご覧ください。

1

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

※型とは、金属、プラスチック、ゴム、ガラス等を素材（原料）とする製品の成形加工に用いられる金型、樹脂型、木型等の型又は治具のことです。

※型を活用した取引を行っていない場合には、この項目を除外してください。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

※手形等には一括決済方式又は電子記録債権を含みます。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50（ﾌｨﾌﾃﾞｲ・ﾌｨﾌﾃﾞｲ）」とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み等

（注）「ホワイト物流」について記載する場合は、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明し、「ホワイト物流」推進運動のホームページに掲載されている必要があります。

（例）約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組めます。

〇年〇月〇日

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

2

No.11 省エネ診断結果の写し

- ・ 特別枠に申請する場合のみ提出してください。
- ・ エネルギー削減効果等の積算根拠が診断報告書内に記載されていない場合、別途、積算根拠が確認できる書類を添付してください。

No.12 見積書

- ・ 1 件当たり税込 100 万円を超える取引は、2 社以上の見積書を提出してください。
※ 導入設備ごとに見積書が分かれていても、同じ事業者からの見積は 1 件とみなしますので、該当する場合は 2 社以上から見積をとってより安価な発注先を選ぶとともに、これら複数の見積書を提出してください。
- ・ 宛名、発行元、発行日、見積金額、設備の型式、積算項目・金額が明示されている見積書を提出してください。
- ・ 設備撤去費、廃棄処分経費（処分費・フロン回収費）は区別して記載してください。
- ・ 設備の定価（メーカー希望小売価格）を記載してください。

【見積書のイメージ】

御見積書

発行日は必ず記載

見積番号

PJ-06-01435-001

見積日

2025年●月●●日

ニイガタ□□□商店 御中

株式会社新潟●●●●●設備工業

〒95●●●●●

新潟県●●市●●区●●●×丁目×番×号

TEL.025-●●●●●●● FAX.025-●●●●●●●

下記の通りお見積り申し上げます。

お見積金額： ×,×××,×××

消費税額： ×××,×××

税込合計額： ×,×××,×××

件名：空調機更新と窓改修工事

納入期日：××××××××

納入場所：××××××××

取引条件：×××××××

有効期限：発行日から90日

審査には時間を要する場合があります。有効期間を
90日以上で納入業者をお願いしてください。

定価を記入

品名	規格	数量	単位	単価	金額	適用
空調機						
セット型式	×××G45BAV	1	台	446,000	446,000	定価(税別) 892, 000
室内機	×××P45DC					
室外機	×B×-×45DC					
化粧パネル	××××50DCBF	1	台	××,×××		
リモコン	×××1G4	1	台	××,×××		
空調工事費						
	内機取付け				48,000	
	外機取付け				72,000	
	室外機架台	1		9,600	9,600	
	冷媒配管工事	1		5,000	5,000	
	ドレン工事	1	●	17,000	17,000	
	●●●●●費	1	●	××,×××	×,×××,×××	
	●●●●●費	1	●	××,×××	×,×××,×××	
	●●●●●費					×
	撤去費(既存機器)				00	
	冷媒回収費	1	台	50,000	50,000	補助対象外
	処分料	1	台	12,000	12,000	補助対象外
	試運転調整費	1	台	15,000	15,000	
窓改修						
	複層網入りガラス	P×××15×			00	引き違い窓
	取付工事費				×	
	撤去費(既存機器)				×	補助対象外
	処分費	1	箇所	××,×××	××,×××	補助対象外
	合計				×××,×××	

機器型式を必ず記入

工事費用は一式表示せず
できるだけ詳しく記載

撤去費用、冷媒回収費用、処分費用
は分けて記載

撤去費用、処分費用は分けて記載

No.13 決算書等

【法人の場合】

- 直近1期分の決算報告書のうち、「貸借対照表」と「損益計算書」を提出してください。
※法人名及び事業年度の記載がある表紙も提出してください。

【個人の場合】

- 直近の確定申告書のうち、以下の①～③を提出してください。

① 第一表（税務署受付印のあるもの）

This is the first page of the tax return form, titled '令和00年分の所得税の申告書' (Tax Return for the 00th Year of Reiwa). It contains various sections for reporting income, deductions, and tax payments. The form is filled out with handwritten data and includes a '税務署受付印' (Tax Office Receipt Stamp) in the top right corner.

② 第二表

This is the second page of the tax return form, titled '令和00年分の所得税の申告書' (Tax Return for the 00th Year of Reiwa). It contains various sections for reporting income, deductions, and tax payments. The form is filled out with handwritten data and includes a '税務署受付印' (Tax Office Receipt Stamp) in the top right corner.

③ 収支内訳書の1～2面

This is the first page of the '収支内訳書' (Income Statement) form, titled '令和00年収支内訳書(数値)' (Income Statement for the 00th Year of Reiwa (Numerical)). It contains various sections for reporting income, deductions, and tax payments. The form is filled out with handwritten data.

This is the second page of the '収支内訳書' (Income Statement) form, titled '令和00年収支内訳書(数値)' (Income Statement for the 00th Year of Reiwa (Numerical)). It contains various sections for reporting income, deductions, and tax payments. The form is filled out with handwritten data.

又は

所得税青色申告決算書の1～4面

No.14 売上等が減少していることの根拠資料

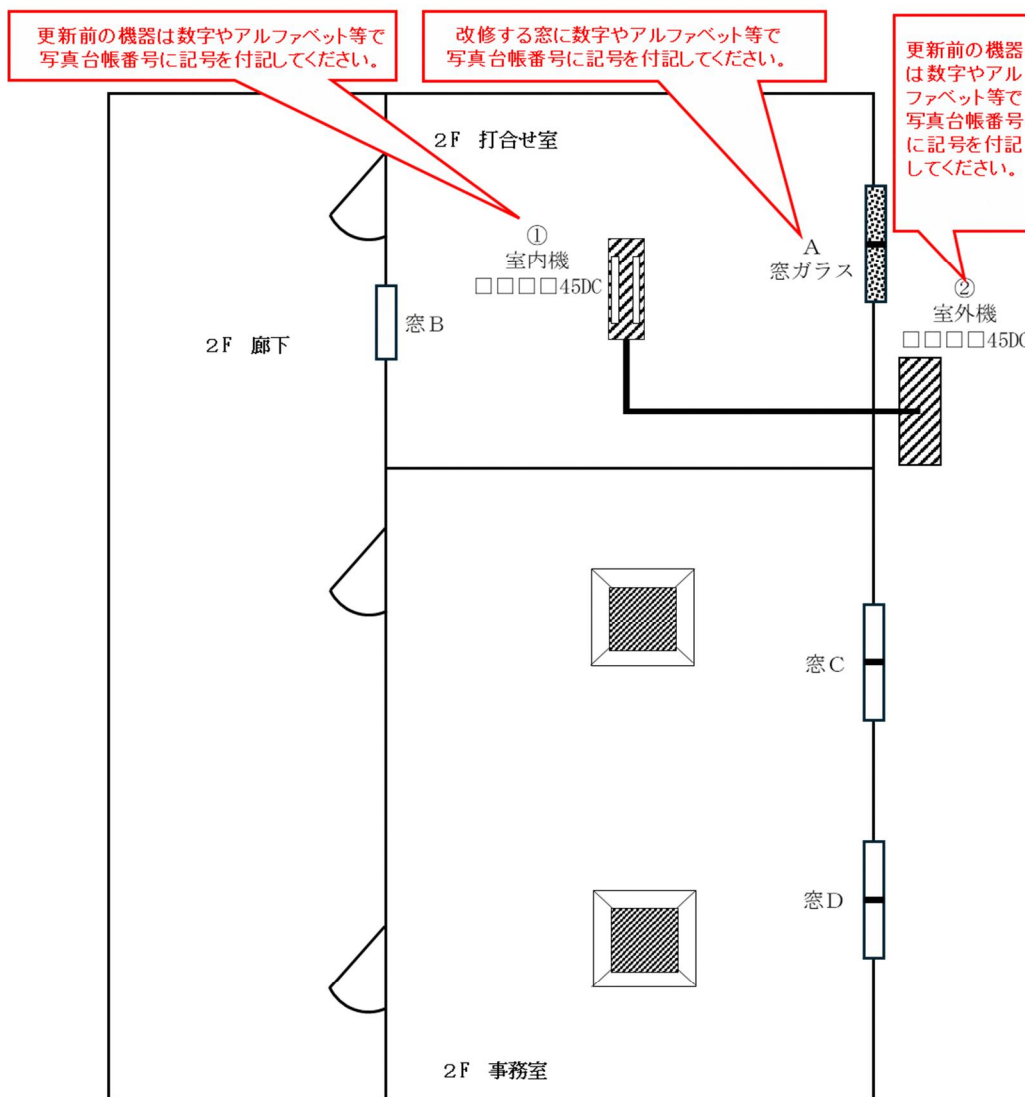
- 法人税事業概況説明書の控、所得税青色申告決算書の控、月次残高試算表の写し、売上台帳など、対象月の月間売上高等がわかり、○年○月と明確な記載があるものを提出してください。（売上減少前後の対象月が比較できるような資料としてください）
- 法人全体又は個人事業主全体の数値で比較します（設備を設置する事業所のみの売上高等の比較ではありません）。

No.15 「既存設備」と「導入予定設備」の配置図

- 設置場所の平面図に、「既存設備」と「導入予定設備」の位置を記載したものを提出してください。位置関係が判るようにするため、周辺設備や出入り口・窓等とも記載してください。必ず既存設備及び導入予定設備の型式も記載してください。
- 空調設備の場合は、室内機と室外機の両方を明示してください。

※空調機と窓を同時に更新するケースの配置図例です。既存設備と同じ場所での更新の場合は、既存設備と更新設備で同じ配置図を添付してください。

既存設備配置図



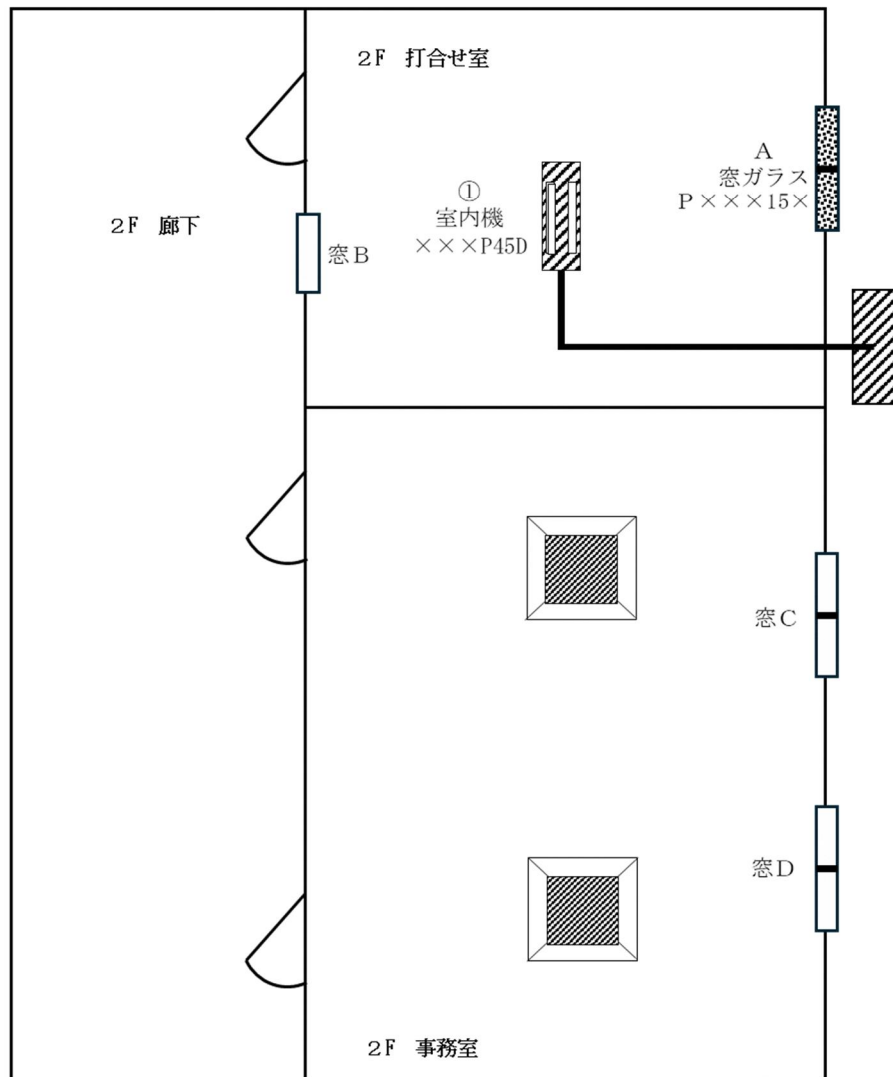
※条件を満たす申請：

- ・2F打合せ室の①の空調機更新と同時に、外皮に面した窓A等を改修する場合

※条件を満たさない申請：

- ・2F打合せ室の①の空調機更新と同時に、廊下などに面した窓Bを改修する場合
- ・2F打合せ室の①の空調機更新と同時に、外皮に面した2F事務室の窓C、窓Dの窓等を改修する場合（改修する窓の設置場所が更新する空調機の能力が及ばない範囲であるため申請は認められません。）

導入設備配置図



- ・仕様書など、「別紙2 既存設備と導入予定設備の比較表」に記載した対象設備の仕様・性能が記載された資料を提出してください。
- ・断熱窓は導入製品の断熱性能が確認できる資料（カタログ該当ページの写しやメーカーから発行される性能証明書など）を添付してください。
- ・遮熱・断熱工事を行う場合は、遮熱・断熱効果が見込まれる使用材料等のカタログ等を添付してください。
- ・該当する項目(数値)に印(マーク)を付けて、該当するページのみ提出してください。

25

No.17 「既存設備」の写真

- ・ 設備写真台帳により、「①設置場所の全景」、「②対象設備全ての写真」、「③対象設備全ての銘板」を提出してください。
- ・ 銘板写真を取得できない場合は、図面や点検記録簿など、設備の型式が記載された根拠書類を提出してください。

<設備写真台帳の作成例>

① 設置場所の全景

※ 全景写真については、No.15の配置図の状況が確認できるように設置場所全体が写るように撮影してください。

写真台帳

No.	1
タイトル	更新場所全景
設備名	空調室内機
配置図に記載した番号	①
型式	□□□□45DC

更新機器

写真番号、設備情報、機器情報、配置図番号、型式などを必ず記載



更新する機器がわかるように線で囲む

使用している様子や状況が写っている全景の写真をご提出ください。

No.	2
タイトル	室外機更新場所全景
設備名	空調室外機
配置図に記載した番号	②
型式	〇〇〇〇45BAV

写真番号、設備情報、機器情報、配置図番号、型式などを必ず記載



更新する機器がわかるように線で囲む

使用している様子や状況が写っている全景の写真をご提出ください。

②対象設備全ての写真、③対象設備全ての銘板

写真台帳

No.	3
タイトル	機器写真
設備名	空調室内機
配置図に記載した番号	①
型式	□□□□45DC

更新機器

写真番号、設備情報、機器情報、配置図番号、型式などを必ず記載

No.	4
タイトル	銘板写真
設備名	空調室内機
配置図に記載した番号	①
型式	□□□□45DC

写真番号、設備情報、機器情報、配置図番号、型式などを必ず記載

対象となる型式に下線を引いてください。

27

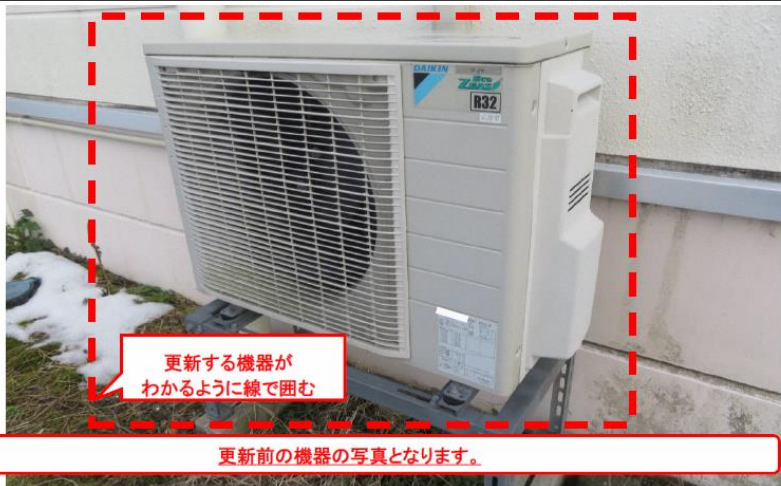
②対象設備全ての写真、③対象設備全ての銘板

写真台帳

No.	5
タイトル	機器写真
設備名	空調室外機
配置図に記載した番号	②
型式	〇〇〇〇45BAV

更新機器

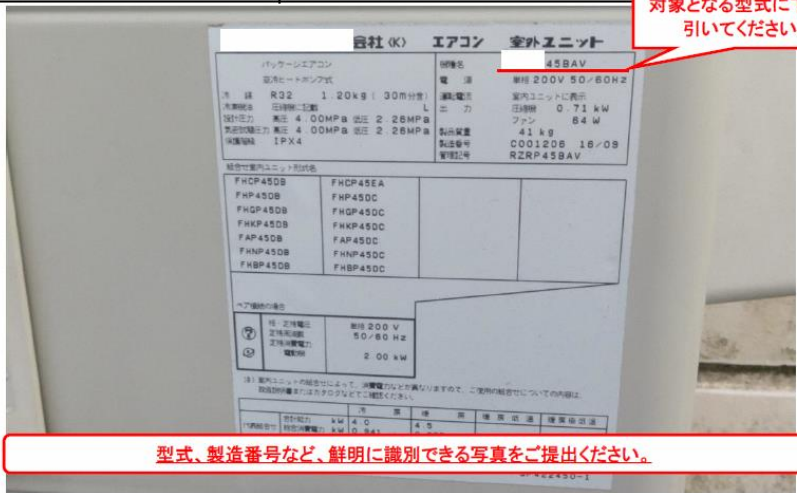
写真番号、設備情報、
機器情報、配置図番号、
型式などを必ず記載



No.	6
タイトル	銘板写真
設備名	空調室外機
配置図に記載した番号	②
型式	〇〇〇〇45BAV

写真番号、設備情報、
機器情報、配置図番号、
型式などを必ず記載

対象となる型式に下線を
引いてください。



②対象設備全ての写真（高効率空調の切り替えと同時に断熱窓の更新を行う場合）

窓の改修工事内容

<改修前>	
配置図に記載した番号	A
サッシの種類	アルミ製 引違い窓
ガラスの種類	網入り板ガラス

改修する場所が分かる全景写真

対象窓



設置内容が分かる写真



V 問い合わせ先について

本補助金の申請全般に関すること

新潟県価格高騰対応設備導入補助金事務局((一社)環境省エネ推進研究所内)

【問い合わせ先】 電話番号 : 050-3092-2650

メールアドレス : es7@eecp.or.jp

【ホームページ】 <https://eecp.or.jp/e-support/>

エコ事業所表彰制度に関すること

新潟県環境局環境政策課カーボンゼロ推進室

【問い合わせ先】 電話番号 : 025-280-5642

メールアドレス : ecoziguousyo-ngt@pref.niigata.lg.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyoseisaku/1356763348335.html>

パートナーシップ構築宣言に関すること

(公財) 全国中小企業振興機関協会

【問い合わせ先】 電話番号 : 03-6228-3802

【ホームページ】 <https://www.biz-partnership.jp>